

# 介護予防短期入所療養介護重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

## 1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 024-946-6145 (8:30~17:00)

## 2 介護老人保健施設 啓寿園の概要

<施設の名称>社会医療法人あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園

<所在地>福島県郡山市安積町笹川字経坦31番地

<介護保険指定番号> 介護老人保健施設 啓寿園 (福島県 0750385015号)

①設置主体 社会医療法人あさかホスピタル ②竣工 平成3年3月

③事業許可 平成3年3月14日 ④開所日 平成3年3月16日 ⑤定員 入所定員100人(内認知症専門棟40人)のうち実入所者数及び短期入所療養介護者数を差し引いた人数

## 3 施設の概要

- 敷地及び建物 ①敷地面積 900m<sup>2</sup> ②建物床面積 1731.98m<sup>2</sup> ③構造 鉄筋コンクリート造
- 居室：定員4名 面積 33.40m<sup>2</sup> (一人あたりの面積 8.35m<sup>2</sup>) その他一人部屋、二人部屋があります。
- その他の主な設備：食堂 生活訓練室 診療室 談話室 浴室(一般浴槽、機械浴槽)

## 4 職員構成

- 医師(通所と兼務)：日常的な医学的対応を行ないます。(管理者：従業者の総括管理、指導を行います。)1名以上
- 薬剤師：医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理します。1名以上
- 看護職員：医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行なうほか、介護予防短期入所療養介護計画に基づく看護を行ないます。10名以上
- 介護職員：介護予防短期入所療養介護計画に基づく介護を行ないます。24名以上
- 支援相談員：ご利用者様やご家族様からの相談等に応じます。1名以上
- 作業療法士・言語聴覚士・理学療法士：医師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。2名以上
- 管理栄養士(通所と兼務)：ご利用者様の栄養管理等の栄養状態の管理を行います。1名以上
- 事務職員：事務処理を行います。2名以上

## 5 サービス内容

①介護予防短期入所療養介護計画の立案

②送迎(自宅から施設間の送迎を行います。車椅子のまま乗降できるリフト車の利用もできます。)

③食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8時00分～

昼食 12時00分～

夕食 18時00分～

④入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑤医学的管理・看護

⑥介護（退所時の支援も行います）

⑦リハビリテーション

⑧相談援助サービス

⑨栄養管理等の栄養状態の管理

⑩理容サービス（予約制）

⑪行政手続代行

6 通常の送迎実施地域：郡山市内全域（湖南地区、熱海地区を除く）、須賀川市内全域。

7 利用料金

① 別紙料金表参照

\* 介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、介護給付金が直接事業者を支払われない場合が有ります。その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

\* 日用消耗品、教養娯楽費につきましてはご利用者様の希望による選択となります。

② キャンセル料

入所前にご利用者様の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合が有ります。

③ 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所までの日数を基に計算します

\* 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者様が中途退所を希望した場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者様の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

④ 支払方法

毎回、介護予防短期入所療養介護の終了月分の請求書を翌月15日までに送付しますので、原則口座振替によるお支払い（27日）か月の末日までの施設窓口による現金もしくは所定のクレジットカード一括でのお支払いをお願いいたします。お支払いいただきますと領収書を発行します。

8 サービスの利用方法

① サービスの利用申し込み

まずは、お電話等でお申し込み下さい。ご利用期日決定後、契約します。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。

- \* 介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センターの担当者にご相談下さい。

## ② サービス利用計画の終了

1.ご利用者様のご都合でサービス利用契約を終了する場合、実際に介護予防短期入所療養介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

### 2.自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者様が他の施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が非該当（自立）または要介護と認定された場合。

## ③その他の契約解除

- ・利用者及び身元保証人が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
- ・利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が、事業者や事業者職員または他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他、この契約を継続し難いほどの背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ・利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が事業者職員に対して、カスタマーハラスメントと考えられる行為その他これに準ずる言動、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為その他これに準ずる言動を行い、事業者がサービス継続困難であると判断した場合。この場合、契約終了14日前までに文書で通知致します。
- ・天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約する事が出来ます。

## 9 当施設のサービスの特徴等

### (1) 事業目的

要支援状態となったご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、ご利用者様の介護予防及び療養生活の質の向上や心身機能の維持向上を図ることを目的としています。

### (2) 運営の方針

- ・当施設では、事業の目的に沿いながら介護予防短期療養介護計画に基づいて、ご利用者様の身体機能の維持向上を目指し、1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ・当施設では、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。
- ・当施設では、地域包括支援センター、その他保健医療サービス提供者及び関係市町村とも連携を図り、ご利用者様が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ・当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、ご利用者様が「にこやか」で「個性豊かに」過ごす

ことができるようサービス提供に努めます。

- ・サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者様またはご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいようにご指導、ご説明を行うとともにご利用者様の同意を得て行っていきます。
- ・ご利用者様の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得たご利用者様の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者様またはその代理人様の了解を得ることとします。

### (3) 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設はご利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会 は 午後 2 : 00 から午後 4:30 の間です。予約制となっております。

面会票、体調チェック表の記入をお願いします。

(感染対策により窓越し面会やオンライン面会となる場合もあります。施設から別途ご案内させていただきます。)

- ・消灯時間は午後 9 時です。
- ・外出の際は、所定の届出書に記入していただき、管理者が判断致します。
- ・飲酒、喫煙は禁止と致します。
- ・火気の取り扱いについては厳禁です。ライター等の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・設備、器具の利用 に際しては、本来の使用方法に従ってご使用下さい。
- ・所持品、備品等の持ち込みについては、ご相談に応じます。
- ・金銭・貴重品の管理は、身元保証人等をお願い致します。
- ・外泊時等の施設外での受診については、事前に施設の医師とご相談ください。
- ・宗教活動や利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止します。
- ・ペットを施設内に持ち込むことは禁止です。
- ・他利用者様への迷惑行為は禁止です。

### (4) サービスご利用のために

男性介護職員の有無	有	必要に応じ対応いたします
従業員への研修の実施	有	
サービスマニュアルの作成	有	
身体拘束	有	契約書 4 条 5 参照

## 10 緊急時及び事故発生時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な措置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡致します。また、場合によっては、行政機関等にも連絡をとり必要な措置を講じます。

## 11 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、ご利用者様の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
  - ・ 名 称 公益財団法人 星総合病院
  - ・ 住 所 福島県郡山市向河原町 159 番 1 号
  
  - ・ 名 称 医療法人慈繁会 土屋病院
  - ・ 住 所 福島県郡山市宇山崎 76-1
  
  - ・ 名 称 社会医療法人 あさかホスピタル
  - ・ 住 所 福島県郡山市安積町笹川字経坦 4 5 番地
- ・ 併設歯科医療機関
  - ・ 名 称 社会医療法人あさかホスピタル
  - ・ 住 所 福島県郡山市安積町笹川字経坦 4 5 番地

## 12. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓。
- ・ 防災訓練 年 2 回 夜間想定訓練 年 1 回
- ・ 防火管理責任者 今村 剛久

## 13 サービス内容に関する相談・苦情（拘束）

- ① 当施設ご利用者様相談. 電話 024-946-6145  
苦情担当：看護師長 紺野 春美 苦情解決責任者：施設長 佐久間 正  
介護支援専門員 阿部 悠高 事務長 今村 剛久
- ②その他：当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています  
(国民健康保険団体連合会 024-528-0040・郡山市 介護保険課 024-924-3021  
福島県運営適正化委員会 024-523-2943 等)

## 14 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。（虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を含む）

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

## 15 法人の概要

- ・ 名称. 法人種別            社会医療法人 あさかホスピタル
- ・ 代表者役職. 氏名        理事長 佐久間 啓
- ・ 本部所在地. 福島県郡山市安積町笹川字経坦 45 番地      電話番号 024-945-1701
- ・ 定款の目的に定めた事業

本社は、病院・診療所・介護老人保健施設を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病負傷等により、寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

## 16 第三者評価の有無・・・無し